

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成 1 2 年東村山市条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 介護保険料の減免等の申請期限を延長するため、本案を提出するものがあります。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成12年東村山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分及び第18条第3項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(保険料の徴収猶予)

第17条 (略)

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(保険料の減免)

第18条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収(法第131条に規定する特別徴収をいう。)の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

4 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

旧 条 例

(保険料の徴収猶予)

第17条 (略)

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(保険料の減免)

第18条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収(法第131条に規定する特別徴収をいう。)の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

4 (略)